利用申込受付中! マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できま ※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。 利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁 総務省 (?) 厚生労働省



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。 ※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

 \mathbf{x}

っち

令和4年7月改訂



